

Ⅷ 人間発達学研究科修士課程

1 設置の趣旨および必要性

(1) 愛知県立大学における大学院設置拡充の必要性と人間発達学研究科設置構想に至る経緯

21世紀前半は、「新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」時代、すなわち「知識基盤社会」への移行の時代（中教審「新時代の大学院教育」平成17年9月）であるといわれている。その中で、高等教育全体の果たす役割はますます重要となると思われるが、とりわけ大学院は、これまでのような学部の上に付随して存在する少数のための研究者養成の場ではなくなり、高度な知的人材の育成に貢献する高等教育の要の機関としての位置を期待されるようになってきている。

これに伴って、わが国における大学院の拡充、多様化は、平成に入って以降、急速に進展し、大学院生数で見ても約3倍（昭和63年－87,476人から平成17年－254,483人）の規模に増大した。愛知県においてもこの傾向はいっそう顕著であり、大学院はいまや県内にある5つの国立大学の占有機関ではなくなり、他の40の私立大学の大半がこれを設置するに至っている。

愛知県は、平成18年3月に県立3大学の今後の改革の方向を示した「愛知県大学改革基本計画」を定めたが、この中では、上記のような大学院をめぐる全国的な動向を受けとめて、愛知県立大学が「知識基盤社会」の時代にふさわしい地域づくりに貢献できるよう、大学院重視の姿勢をはっきりと打ち出した。すなわち、その基本計画で愛知県は、平成21年度からの新「愛知県立大学」において、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成を主目的とする人材養成方針に沿った大学院（研究科）の再編を行う」ことを明記した。愛知県が全国に先駆けて解決を迫られている様々な課題、たとえば定住外国人との共生などの課題に取り組み、地域社会の中での住民の生活の質の向上に欠かせない教育・福祉・看護分野の高度な専門的知識・技術を身につけた人材養成の重要性が認識され、大学院の拡充を通して愛知県立大学がこれに貢献することがいま求められている。また、この分野の大学院の拡充は、「誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備＝《ユニバーサル・アクセス》の実現（中教審大学分科会『わが国の高等教育の将来像』）の一環としても、大きな意味がある。団塊の世代が第二の人生に踏み出す時期を迎え、この世代の高学歴社会人の学びのニーズに応え、こうした人びとが再び文化的で健康な地域社会づくりと次世代育成に専門的に関わることができるようになる一つの通路としても、教育・福祉・看護分野の大学院の果たす役割は大きい。

人間発達学研究科の設置構想は、このような愛知県の方針を具現化しようとするものである。学部レベルでは、平成21年に現在の文学部を改組し、教育福祉学部と日本文化学部の二学部の設置計画が進行しているが、人間発達学研

究科は教育福祉学部を土台として、人間の一生を通じての発達をいかに保障するかについてのいっそう高度な研究教育を行い、教育や保育の分野、さらには生涯発達を支援する臨床分野の高い専門的知識・技術を身につけた人材育成をめざす。

顧みるに、愛知県立大学では、平成 10 年に名古屋市から長久手町に移転するに際し、はじめて大学院国際文化研究科国際文化専攻修士課程が設置された。その後、平成 14 年には同研究科博士後期課程が開設され、同年に大学院情報科学研究科修士課程が、さらに平成 16 年には情報科学研究科博士後期課程が開設され、着実に大学院教育の充実が図られてきた。文学部の児童教育学科、社会福祉学科に対応する大学院教育の場の整備についても、平成 11 年には具体的な検討がなされ設置案の作成にまで至ったが、愛知県の税収悪化に伴う緊縮財政への転換等の事情と時期が重なったこともあって、残念ながらその年度の実現を断念せざるをえなかった。今回やっと、「愛知県大学改革基本計画」により大学院拡充の方向が示されたことによって、大学としての長年の悲願であった発達科学系の大学院設置への道が開かれたので、ここにその構想を提示する。

(2) 人間発達学研究科の教育研究上の理念、目的

人間発達学研究科人間発達学専攻は、一生を通じて人間が発達していく過程の法則性を探求するとともに、一人一人がその人生において他者との社会的な絆を強めつつ自己実現を図っていくのに必要な支援に関わる研究と教育を行なう。とりわけ、人間にとって、誕生から青年期のはじめに至るまでの時期は重要であり、先行世代の私たち大人がその時期の子どもの発達を保障できるか否かは、一人一人がその後の人生を充実して生きることができるか否かに関わるばかりでなく、日本社会の未来がそこにかかっていると言っても過言ではない。ところが、現代の子どもを取り巻く状況は、けっして楽観できるものではなく、まさに“子どもの発達の危機”と呼べるような状況が広く深く進行しているといえる。ここであえて「危機」という表現を用いるのは、子どもをめぐって、これまでの通常の発達のあり方とは異なる様相が現れ、それを放置すれば取り返しのつかない結果を招来しかねない事態にいま日本社会は立ち至っている、との認識があるからである。実際、都市化に伴う子どもの生活の自然からの切断、刺激的な映像デジタル文化の浸透、グローバリゼーションの中での競争の激化とその子どもの世界への反映、家族や地域や学校の教育力の衰退、人間関係の希薄化とそれに伴うコミュニケーション力の衰え、他者への無関心等々の事態が急速に進展する中で、いじめ、非行、自殺、不登校、低学力、子どもらしい感受性の鈍麻や無気力化といった子どもの発達の病理が、近年ますます私たちの周りで顕わになってきている。これらの問題に対する適切な方途をいま探らなければ、多くの子どもが未熟さや問題をかかえたまま大人になり、個人レベルでの生涯にわたる発達や尊厳ある生き方が損なわれるばかりでなく、マ

クロナレベルでも 21 世紀の「成熟した共生社会」の実現にとって大きな躓きの石となるであろう。したがって、“子どもの発達危機”は、国や地域社会、学校が共同して解決していかなければならない重要かつ焦眉の今日的課題である。

子どもの生活の場は主として学校と地域や家庭に分けられるが、“子どもの発達危機”は、子どもの生活の全局面で様々な要因が複雑に影響し合いながら、上に記したように、多様な形態となって現れる。したがって、個別科学の枠内で個々の現象面を捉えてこれらを研究し、対処方法を考えるだけでは、いまや全く立ち行かなくなっている。そこで、本研究科では、とりわけ教育学、心理学、教科教育学、保育学を基盤として、子どもの生活の全局面で現れる多様な発達危機に対して、理論的、実証的、及び実践的・臨床的な専門教育・研究を展開する。理論的アプローチによって、問題の全体構造が浮き彫りとなり、個別の現象を規定する諸要因の絡み合いについての仮説的見通しが得られる。それに基づいて、実験、観察、調査等の教育的・心理学的方法を駆使した実証的な研究が営まれることによって、事象間の相関的・因果的關係が明らかとなり、実践に向けての示唆が蓄積される。さらにそれを踏まえて、実際の集団的な場面での教育実践や個々の子どもに即した臨床実践が展開され、その結果が再び理論的考察や実証的研究にフィードバックされることによって、“子どもの発達危機”の全体的な解明へと迫りうるであろう。そのような理論・実証、実践・臨床の生産的なサイクルを研究科内の研究・教育体制に定着させるとともに、地域の小学校、幼稚園・保育所、施設、子育て支援センター、相談機関との連携をこのサイクルの中に組み込んで行くことによって、いっそう実り豊かな専門教育の場となることをめざす。

なお、本研究科の母体となる学部組織である教育福祉学部の「教育研究上の理念・目的」においては、愛知県立大学の掲げる理念のひとつである「成熟した共生社会」の実現に向けて、すべての人間の生涯を通じての「発達と尊厳」を保障する役割を担う人材の育成を設置目的として掲げた。本研究科はその理念・設置目的のいっそうの実現を図るために、とりわけ学部の教育発達学科との密接な連携のもとに、教育を人間発達学という一段高い審級からとらえて、学部よりさらに広い視野に立つ高度な専門性を備えた教育分野の人材育成をめざす。この目標は、教育福祉学部における教育と福祉の連携理念を研究科においても生かして、福祉を含む広い社会的視点から人間発達に関する諸学を理論的、実践的に深めることによって達成されるであろう。

(3) 人材養成の方針

1) 目的とする人材養成

本研究科（修士課程）における人材養成は、『新時代の大学院教育』（中教審答申）において提起された大学院に求められる 4 つの人材養成機能のうち、「② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」と「④ 知識基盤社会を

多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を主たるねらいとしている。「高度専門職業人」や高度で知的な素養のある人材」は、今日の地域社会の生活の質を高める上で欠かせない人材であり、発達科学分野の専門的知識・技能を身につけた人材の養成や再教育（リカレント教育）に、本研究科は大いに貢献できる。とりわけ本研究科では、地域社会で問題化している子どものいじめ、非行、自殺、不登校、低学力、コミュニケーション不全、主体性の希薄化などの現象に代表される“子どもの発達の危機”に対し、理論的及び実践的に対処しうる「高度専門職業人」や地域で活躍できる「高度で知的な素養のある人材」の養成を目指す。

“子どもの発達の危機”に対処しうる「高度専門職業人」の中心は教師である。平成18年7月の中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』では、「教員に求められる資質能力について」において「教職は、日々変化する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を開く創造的な職業であり、このため、教員には、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが求められている。教員を取り巻く社会状況が急速に変化し、学校教育が抱える課題も複雑・多様化する現在、教員には、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要となっており『学びの精神』がこれまで以上に強く求められている」とし、教員の専門的力量的向上を求めている。また、文部科学省教育職員養成審議会答申『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について』の中でも「教員に求められる資質能力は今後とも更に高度化・多様化していくと見込まれ、長期的に見た場合、教員養成教育の標準が現行の学部レベルのものから修士レベルのものへと徐々に移行していくことは、もはや必然的なことと思われる」とされ、大学院における教員養成の必然性が強調されている。

したがって本研究科では、第一に、地域社会における“子どもの発達の危機”に対処しうる高度な専門的知識・技能と実践力量をもつ教師、言わばこの危機に対して単なる対処療法的な技法でなく、日々直面する問題を鋭く分析し主体的に解決へと導く研究力と実践力を備えた専門家を養成する。

第二に、“子どもの発達の危機”に対する知識と素養を身につけ、地域で活躍する人材を養成する。この危機は単に学校現場でのみ生み出されているのではなく、地域や家庭での諸問題など学校をとりまく環境にも視野を広げる必要があると考えられている。その意味で、教師のみならず、学校外（地域）で活躍する“子どもの発達の危機”に対処する知識と実践力を持った高度専門職業人が今日の社会では求められている。とりわけ、このような養成は、中高年層を中心とする社会人が主となるであろう。社会人の「学び直し」や「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要だと言われる（中教審答申「我が国の高等教育の将来像」）今日、本研究科は中高年層にとっての生涯学習の場となる大学院の機能を果たす。中高年層を中心とする社会人が本研究科で学ぶことによって、“子どもの発達の危機”に対処する専門的力量的を備え、地域社会の中で NPO やボランティアな活動をコーディネートできる人材になることが期待される。これは社会人の生涯

学習ニーズに応えるものであり、かつ「共生社会の創造」の上でも必要とされるものである。

さらに、本研究科では、高度専門職業人の養成を中心としつつも、そこからより高次の研究へと進む人材養成も視野に入れて教育研究を展開する。こうした研究者養成は、教育・保育系の大学や専門学校など、各種学校の教員需要に応えるものでもある。

2) 人材養成の特色

本研究科では具体的には以下のような「高度専門職業人」及び地域で活躍できる「高度で知的な素養のある人材」を養成する。

○幼小連携力量を備えた教員

現在教育現場では「小1プロブレム」と呼ばれる「小学校入学時点における教室に見られる子どもの『荒れ』」の問題が深刻化している。この「小1プロブレム」は幼稚園と小学校の接続時に生じる、“子どもの発達の危機”の一現象形態と考えられ、本研究科ではこの幼小連携部分での問題に専門的に対応できる、専修免許状を持った幼稚園教諭及び小学校教諭の養成を目指す（例えば、特別支援教育特講、学校心理学特講、発達援助学特講、保育援助論特講等履修）。この種の人材養成は、人間発達学専攻の土台となる教育発達学科（現児童教育学科）が中心となって展開した文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム」（「小学校への見通しをもった幼稚園教員養成－『高浜市プロジェクト』と連携して－」、平成 18-19 年度実施、以下「教員養成 GP」）の実績からも十分に可能である。

○「特別な教育的ニーズを必要とする子ども」に対応する専門的力量を備えた教員

①愛知県教育委員会『あいちの教育に関するアクションプラン』（平成 18 年 4 月）では、特別支援教育や外国人児童・生徒の指導が重要視されている。例えば、「軽度発達障害の子ども」の教育をめぐる状況として、現在、小・中学校において通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒（全国で 6.3%＝684,460 人）に対する指導及び支援が喫緊の課題となっている。愛知県では平成 17 年度に独自事業として、県下全域を対象とする「特別支援教育体制推進事業」が始まった。巡回指導対象校は全小中学校数 1,031 校のうち 343 校（33.3%）である。その中で巡回指導地域アドバイザーを始めとする専門家が求められている。このような状況に対して本研究科は、前述の「教員養成 GP」や本学の生涯発達研究施設における事業実績からも、発達障害をもつ子どもに対応する教師を養成することが十分可能である。

②外国人児童生徒教育をめぐる状況については、愛知県は外国人登録者数が日本で 3 番目に多い県であり、その数は 179,742 人（平成 16 年度に

は国籍別ではブラジルが 35.2%で、全国 14.2%の倍以上の高い率となっている。)にのぼる。県内には日本語指導が必要な外国人児童生徒は 4,089 人おり（平成 18 年度文部科学省調査）、その数は全国 1 位である。愛知県においては、これまでの「外国人児童生徒教育推進事業」の他に新たに平成 17 年度から「外国人生徒教育支援員設置事業」が開始され、この種の課題に積極的に取り組んでいるが、十分であるとは言い難い。これらの外国人児童生徒に対する適切な教育支援がなされないことによって、彼らの“発達の危機”は引き起こされる。それが異文化間で生み出される社会問題に発展する要因の一つになっているものと思われる。外国人児童生徒の教育問題は、“発達の危機”の問題として捉えられる。このような状況に対して、本研究科では多文化共生の視点から外国人児童生徒の教育問題に専門的に対処し得る幼稚園教諭及び小学校教諭を養成することが可能である。

上記からもわかる通り、愛知県においてはとりわけ、軽度発達障害児や外国人児童など「特別な教育的ニーズをもった子どもたち」に対応する専門的力量を備えた、資質の高い教員の需要が高まっているが、例えば小学校専修免許授与件数は平成 19 年度においても 69 件にとどまっており、この需要を満たす条件が十分整っているとはいえない。ちなみに、全国には小学校専修免許取得可能な大学院が 98 あるが、県内には国立及び私立の 2 大学院のみである。今回申請した人間発達学研究科は、人材養成の重点と教育内容、地理的立地条件、定員規模の点で既存の 2 大学院と異なっており、両者は互いに補完的な役割を果たしながら愛知県の上記のような教員需要に応えていくことができると考える。

○現職教員のスクールリーダー

一定の教職経験を有する現職教員を対象にして、現職教員のリカレント教育により専修免許状への上進を促進するとともに、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な専門的科学的知識と優れた問題分析力や指導力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）を養成する。とりわけ、“子どもの発達の危機”に対して科学的知見に基づき、対処方法を見出し実践し得る能力を備えたスクールリーダーの養成を本研究科では目指している。

○発達臨床の高度な知識と実践力を備えた専門家

本研究科では、「臨床発達心理士」の受験資格につながるカリキュラム（例えば、発達心理学特講、発達援助学特講、保育援助論特講、臨床発達心理実習他）を提供することにより、発達障害の子どもと接する教師や親の相談にのり、支援する活動に従事する専門家や、自治体が雇用し、幼稚園や小学校を対象とする巡回相談に携わる発達臨床の高度な知識・技能と実践力を備えた専門家を育成する。学校教育においてだけでなく、保育所や保健所、児童相談所など、地域社会において子どもの発達支援を専門的に行

うことができる人材を養成することができる。

「臨床発達心理士」は、子どもの発達の臨床に携わる専門家であり、いじめ、不登校、引きこもりなどの問題、軽度発達障害などを抱えた子どもやその家族の支援の問題、育児不安、虐待などの諸問題に対応するために平成14年度より発足した資格である。「臨床発達心理士」資格を取得した者が幼稚園・小・中学校の巡回指導に加わることで、子どもや保護者、教員に適切な支援を行う機会が広がる。愛知県においては、特別支援教育の専門家やスクールカウンセラーとして派遣する専門家として、「臨床発達心理士」を活用していくことが有効だと思われる。

小学校・幼稚園、保育所、施設、子育て支援センター、相談機関等の職員として、とくに困難を抱えた子どもたちをめぐる支援においてその専門的力量を発揮するとともに、そのような現場に第三者として入り、コンサルテーションを行う専門家として活躍できることが予想される。

○地域において発達支援を行うその他の高度専門職業人

以下のような「地域センター」で、“子どもの発達の危機”の問題に対応する専門家を養成する。

- ・児童相談所、児童相談センター、地域包括支援センターでのいじめ、虐待等の問題への対応
- ・不登校の子どもたちが通うフリースクールへの支援
- ・子育て支援センターでの支援
- ・発達障害者支援センターでの軽度発達障害児支援
- ・母子福祉センターでのひとり親家庭の自立支援
- ・保健所、精神保健福祉センター、民間団体での引きこもり支援

3) 修了後の進路及び見通し

本研究科終了後は以下のような進路が可能である。まず、教員志望の大学院生あるいは現職教員は、専修免許状を取得し、“子どもの発達の危機”に対処する高度な専門的知識・技能、実践能力を身につけて学校教育現場で働くことが見込まれる。今日の幼稚園・小学校の教育現場においては得難い人材として期待される。例えば、近郊の小学校現場の管理職に対する本研究科へのニーズ調査においては、管理職の本研究科へ期待することとして「発達臨床専門知識」(83%)、「学級経営・生徒指導力量」(70%)、「教育や子どもに対する専門的知識」(39%)、「教科指導力量」(35%)があった。このように教育現場では本研究科で育成しようとする専門的力量をもった人材が求められている。また、発達臨床の高度な知識・技能を学んだ大学院生は、主として小学校・幼稚園、保育所、施設、子育て支援センター、相談機関等の専門職員(コーディネーター、カウンセラーなど)として働くことが見込まれる。現在、小学校・幼稚園、保育所や子どもの発達に関わる様々な「地域センター」ではこの種の専門職員が

絶対的に不足しており、しかも子どもの発達問題が多様化・複雑化している現状にあっては、今後この種の専門職員の需要が多くなることが予想される。このような専門職員にはとりわけ「臨床発達心理士」資格の保有が期待され、本研究科で「臨床発達心理士」の受験資格を得た大学院生が修了後にその資格を取り、上記のような専門職員へ進む道が拓かれる。

さらに現在、児童教育学科から他大学の大学院へ進学した者のうち、博士後期課程に進んでより高度な研究を行い、研究者を目指している者も少なくない。この点を鑑みれば、本研究科に博士後期課程を設置すれば、本研究科の修士課程修了後に研究者を目指して後期課程へと進学する大学院生を確保することができるものと思われる。

2 博士課程の設置予定

人間発達学研究科（修士課程）の完成年度後、本研究科における教育研究の高度化を図るため、博士後期課程の設置をめざす。

本研究科（修士課程）では、“子どもの発達の危機”に対処する理論・実証、実践・臨床のサイクルを教育研究体制の中に組み込み、地域の小学校・幼稚園、保育所、地域センターと連携しながら専門教育を行い、高度専門職業人の養成を目指す。しかしながら、“子どもの発達の危機”の全体的な解明や“子どもの発達の危機”に対処する知の拠点づくりやネットワークの創出には、それに関わる高度専門職業人の養成のみならず、研究者の育成が不可欠となる。博士課程が設置されれば、教育福祉学部付置の「生涯発達研究所」（現在は文学部付置「生涯発達研究施設」）を利用した、大学院に関わる教員－院生（前期・後期）－修了生（高度専門職業人）等によるより高度な共同的教育研究活動が展開され、“子どもの発達の危機”に対処する知の拠点づくりやネットワークの創出が可能となる。教育学、心理学、教科教育学、保育学による理論的・実証的及び実践的・臨床的な方法論を駆使した学際的なアプローチから、“子どもの発達の危機”に対処する知（学問）の創造や研究者の養成を目指した大学院は、近隣はもとより全国的にも稀少である。したがって、本研究科の博士後期課程設置は、十分に意義がある。

3 研究科、選考等の名称及び学位の名称

人間発達学研究科人間発達専攻の名称は、「子どもの発達の危機に対処する科学」を中心的な学問的コンセプトとする専攻の研究教育の目的を表したものである。

研究科、専攻及び学位の英訳名称は以下の通りである。

人間発達学研究科 Graduate School of Human Development

人間発達学専攻 Division of Human Development

修士（人間発達学） Master of Human Development

4 教育課程編成の考え方及び特色

人間発達学専攻における研究・教育の中心的な学問的コンセプトは“子どもの発達の危機に対処する科学”であり、これを教育学・心理学・教科教育学・保育学などの学問領域を基盤として深めるのが本研究科の教育課程の基本である。

そこで、本研究科の基幹科目は、主に理論的・実証的な研究を基盤とする人間発達原論科目群と、主に実践的・臨床的な研究を基盤とする人間発達支援論科目群に分類される。院生が両科目群から授業を選択して履修することで、“子どもの発達の危機に対処する科学”の理論的・実証的及び実践的・臨床的側面をバランスよく学ぶことができるように、本研究科の教育課程は編成されている。

“子どもの発達の危機に対処する科学”とは、教育学・心理学・教科教育学・保育学を中心に、社会福祉学のような他の社会科学領域や自然科学までも巻き込む学際的学問分野である。このような学際的学問分野は、理論的・実証的及び実践的・臨床的側面をバランスよく学ばなくては、その全体像を体系的に修得することはできない。理論の構築とその実験や観察に基づく実証は学問の基礎となる基盤的な領域である。当然のことながら“子どもの発達の危機に対処する科学”でも理論構築と実験観察的実証は必要不可欠な要素となる。しかし、“子どもの発達の危機に対処する科学”を研究することはそれに留まるものではない。この科学が対象とする子どもたちは、家庭や学校あるいは社会のなかで現実に活動している生の人間である。科学の対象がこのような人間である以上、人為的に特定された要素のなかでおこなう実験や観察だけでは構築した理論の検証に不十分である。そこで、家庭や学校のなかで現実に生活している子どもたちを臨床的に研究することが求められる。もちろん、理論的・実証的研究及び実践的・臨床的研究は、それぞれが乖離した研究として存在するべきものではない。本研究科の教育課程編成の特色は、これらの理論的・実証的及び実践的・臨床的研究を有機的に結びつけることにある。そうした教育課程を編成することで、院生は“子どもの発達の危機に対処する科学”の全体像を体系的に修得していくことができ、“子どもの発達の危機”に対処できる専門的力量を培うことが可能となる。

上にあげた本研究科の授業科目のなかで、特に実践的・臨床的研究に基づく科目については、学校現場等のなかにおける研究が不可欠の場合がある。そうした現場の確保については、教員養成 GP で協力関係を築いた教育委員会との連携が重要な保障となる。本研究科における実践的・臨床的研究は、教員養成 GP 事業で築いた教育委員会との協力関係のもとで、そのフィールドの確保が保障されているのである。このような研究条件の保障も本研究科の教育課程の重要な特色であると考えられる。

以下、“子どもの発達の危機に対処する科学”を体系的に学ぶための授業科目の説明を設置されている科目群に沿っておこなう。

人間発達原論科目群には、「学校経営論特講」「社会教育学特講」「教育史学特講」「発達心理学特講」「学校心理学特講」「幼児教育学特講」「健康発達科学特講」「身体運動論特講」を配置した。これらの科目は、“子どもの発達の危機に対処する科学”の基礎理論的位置付けをもつ科目である。このうち特に、「学校経営論特講」「発達心理学特講」「幼児教育学特講」の三つが人間発達原論科目群の中核科目であり、研究指導教員が担当するようにした。

人間発達支援論科目群には、「特別支援教育特講」「発達援助学特講」「社会科教育論特講」「理科教育論特講」「体育科教育論特講」「生活指導実践論特講」「保育援助論特講」「子どもの美術文化特講」「言語発達支援論特講」「カウンセリング特講」を配置した。これらの科目は、“子どもの発達の危機に対処する科学”の実践的・臨床的応用論的位置付けをもつ科目である。このうち特に、「特別支援教育特講」「発達援助学特講」「体育科教育論特講」の三つが人間発達支援論科目群の中核科目であり、研究指導教員が担当するようにした。

このように人間発達原論科目群と人間発達支援論科目群との配置によって、院生は体系的に“子どもの発達の危機に対処する科学”の各領域を学ぶことができる。例えば、人間発達原論科目群の「発達心理学特講」「学校心理学特講」で子どもの発達についての理論的・実証的側面を学び、人間発達支援論科目群の「カウンセリング特講」で子ども発達に関する実践的・臨床的側面を学び、子どもの発達について体系的に研究することができる。あるいは、学校における教育実践の領域では、「学校経営論特講」「教育史学特講」「幼児教育学特講」「発達心理学特講」「学校心理学特講」などで教育学や心理学の理論的・実証的な側面を学び、「特別支援教育特講」「社会科教育論特講」「理科教育論特講」「体育科教育論特講」「生活指導実践論特講」「子どもの美術文化特講」「言語発達支援論特講」などの実践的・臨床的科目を学ぶことで、学校教育における教育実践について体系的に学ぶことができる。

また、本研究科では、関連分野の科目群として福祉系科学の科目を配置した。社会階層格差と教育格差との関連性の問題など、今日の“子どもの発達の危機”には教育系科学のみの知見でその解決方法が解明できないとされるものが多々存在していることは、最新の様々な研究が指摘するところである。本研究科では、院生がより全面的に“子どもの発達の危機”を捉えられるように関連科目を配置する。具体的には、「福祉科学論特講」「社会事業史特講」「精神医療史特講」「臨床発達心理実習」を配置した。

研究指導として、修士論文＝「人間発達学研究」4単位を課す。

上述した「人材養成の特色」とそれに対応する科目履修については、①幼小連携力量を備えた教員を目指す場合：幼小連携部分での問題に理論的・実証的及び実践的・臨床的にアプローチできる科目を履修、②「特別な教育的ニーズをもつ子ども」に対応する専門的力量を備えた教員を目指す場合：「特別支援教育特講」科目を中核としながら、特別な教育的ニーズを必要とする子どもの問題を多様なアプローチから検討する科目を履修、③現職教員のスクールリーダ

一を目指す場合：学校経営や教科指導・生活指導の専門的力量形成に関連する科目を履修、④発達臨床の高度な知識と実践力を備えた専門家を目指す場合：心理学をベースに発達臨床の理論と実践を学ぶ科目を履修することになる。具体的な科目・授業内容は、＜別紙資料1＞の通りである。」

さらに本研究科では、小学校教諭専修免許と幼稚園教諭専修免許が取得可能な教育課程となっている。このことは、上述した文部科学省教育職員養成審議会答申『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について』で述べられている「教員に求められる資質能力は今後とも更に高度化・多様化していくと見込まれ、長期的に見た場合、教員養成教育の標準が現行の学部レベルのものから修士レベルのものへと徐々に移行していくことは、もはや必然的なことと思われる」に対応した本研究科の方針である。これは「人材養成の方針」でも述べたように、本研究科の修了生が高度な専門的力量を備えた職業人として社会で活躍できるためのものである。教育職員免許法によれば、小学校教諭専修免許及び幼稚園教諭専修免許を取得するためには、それらの一種免許を取得している院生が修了までに「教科又は教職に関する科目」を24単位修得することが必要である。人間発達学専攻の科目はこれらの専修免許の取得が可能な科目設置となっている（表1）。また、本研究科の教育課程は、「発達心理学特講」「カウンセリング特講」「臨床発達心理実習」など臨床発達心理士資格につながる科目を配置し、臨床発達心理士資格取得につながる教育課程としても編成されている。院生が修了後にこの資格を取得できる道を開いている。

表1. 小学校教諭専修免許及び幼稚園教諭専修免許取得のための授業科目

（小学校教諭専修免許に必要な科目）

教科に関する科目	教職に関する科目
健康発達科学特講 身体運動論特講	学校経営論特講 社会教育学特講 教育史学特講 発達心理学特講 学校心理学特講 特別支援教育特講 社会科教育論特講 理科教育論特講 体育科教育論特講 生活指導実践論特講

(幼稚園教諭専修免許に必要な科目)

教科に関する科目	教職に関する科目
健康発達科学特講 身体運動論特講 子どもの美術文化論特講	学校経営論特講 教育史学特講 発達心理学特講 幼児教育学特講 特別支援教育特講 発達援助学特講 保育援助論特講 言語発達支援論特講

本研究科では「人材養成の特色」との関係においてそれに対応する科目が設定されている。例えば、幼小連携力量を備えた教員を目指す場合には幼小連携部分での問題に理論的・実証的及び実践的・臨床的にアプローチできる科目を、「特別な教育的ニーズをもつ子ども」に対応する専門的力量を備えた教員を目指す場合には「特別支援教育特講」科目を中核としながら、特別な教育的ニーズを必要とする子どもの問題を多様なアプローチから検討する科目を、現職教員のスクールリーダーを目指す場合には学校経営や教科指導・生活指導の専門的力量形成に関連する科目を、発達臨床の高度な知識と実践力を備えた専門家を目指す場合には心理学をベースに発達臨床の理論と実践を学ぶ科目を重点的に履修することにより、それぞれの専門的力量を身につける。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

上述したように人間発達学専攻の科目配置は、人間発達原論科目群と人間発達支援論科目群及び関連科目群となっている。本研究科では、これらの科目群に、研究科の土台となる教育福祉学部から十分な研究指導力量を兼ね備えた教員を配置している。

人間発達原論科目群には、8名の教員を配置している（教授5名、准教授3名）。これらの教員は、本研究科の中心的学問分野である教育学・心理学・教科教育学・保育学などで主に理論的・実証的な研究を専門としている教員である。人間発達原論科目群に配置されている8名の教員のうち博士の学位を有するものは5名である。

人間発達支援論科目群には、10名の教員を配置している（教授5名、准教授5名）。これらの教員は、本研究科の中心的学問分野である教育学・心理学・教科教育学・保育学などで主に実践的・臨床的な研究を専門としている教員である。人間発達支援論科目群に配置されている10名の教員のうち博士の学位を有するものは2名である。

関連科目群には「臨床発達心理実習」を除いた科目*については、福祉系領域を専門とする教員 3 名を配置している（教授 2 名、准教授 1 名）。この 3 名のうち博士の学位を有するものは 2 名である。

以上、本研究科の授業科目は、合計で 22 名の教員（教授 13 名、准教授 9 名）が担当する。

6 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本研究科では、人間発達原理論と人間発達支援論の双方の科目群からそれぞれ 8 単位ずつを修得し、それを含め基幹科目及び関連科目から 30 単位を修得し、それに人間発達学研究（研究指導）4 単位を加えた合計 34 単位の修得を修了要件とする。

「教育課程の編成の考え方及び特色」でも述べたように、本研究科の教育課程は、“子どもの発達の危機に対処する科学”の理論的・実証的及び実践的・臨床的側面をバランスよく体系的に学ぶことができるように編成されている。院生にはこうした教育課程編成の特色を生かした体系的な科目履修をおこなうよう指導する。

4 月入学早々に入学生全員を対象とした履修ガイダンスが行われ、研究科（修士課程）における履修上の注意事項が確認される。同時に修士論文に方向づけられる履修計画指導が主指導教員（主査）及び副指導教員（副査）によって行われる。また、小学校教諭専修免許、幼稚園教諭専修免許及び臨床発達心理士の受験資格の取得を目標とする院生には、それらの免許や資格の取得希望に応じて履修指導をおこなう（※ 履修モデルは資料 2 参照）。さらに夜間のみの授業を受講する現職教員や社会人院生に対しては、14 条特例の時間割を考慮しながら履修計画指導をきめ細かく行う。

修士論文の指導は、研究科入学時から 2 年間をかけて徹底しておこなわれる。各院生について修士論文の主指導教員（主査）及び副指導教員（副査）は、入学試験時での出願書類の中の「研究計画」を基に、本人との面談も含めて検討し、入学後に速やかに決定される。修士論文についての具体的な指導は、論文のテーマの設定、構想設定、資料収集、調査、実験、執筆、研究発表など多岐にわたる。主指導教員は、副指導教員の助力を得ながら、担当院生の修士論文完成までの指導に責任を負うことになる。とくに出発時におけるテーマ設定では、修了後の進路希望も見据えて修士論文に取り組めるよう指導する。具体的には、入学後早々に主指導教員（主査）及び副指導教員（副査）を決定した後、5 月に論文構想発表会を行う。1 年次の 10 月には研究経過報告を行い、主査・副査による文献・資料収集、調査・実験計画等の研究活動状況のチェックが行われる。2 年次の 4 月には第 1 次中間発表会が行われる。ここで研究課題を整

* 「臨床発達心理実習」には様々な実習機関に対応するため複数教員を配置している。

理し、2年次に具体的にどのような研究活動を展開していくが論議される。10月には第2次中間発表会が行われ、修士論文執筆に向け研究内容をより高度化、精緻化していくための発表の場とする。1月には修士論文が提出され、最終発表会（口述審査）が行われる。修士論文の評価は、提出された修士論文の内容審査と口述審査によって行われる。（※2年間の研究スケジュールは資料3参照）。

7 施設・設備等の状況

愛知県立大学では外国学部と文学部の上に立つ国際文化研究科が開設して既に11年経過し、これまで施設・設備については大きな問題は生じていない。その間大学院教育に必要な教室、演習室、図書館等の施設・設備は整えられ充実してきた。その意味で本研究科に関わる施設・設備も十分に整えられる環境にある。院生室については、実験・実習棟2階の1室に置く。その面積は、23.84㎡で、机（7）、椅子（7）、ロッカー（1）、及びパソコン5台を設置する。それ以上のパソコンが必要な場合は、国際文化研究科の院生室のものを利用することができる。

院生室の見取り図については、別紙を参照。

8 既設学部との関係

教育福祉学部は、人の生涯を通じた“発達と尊厳”の保障を目指し、人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して「成熟した共生社会」の創造に貢献できるような教育と研究を行う学部であり、教育発達学科と社会福祉学科の2学科で構成される。人間発達学研究科人間発達学専攻は、とりわけ教育福祉学部教育発達学科を基礎として教育と発達に関わる諸課題を、人間発達学という一段高い審級より専門的に解明する教育研究を行う。本研究科のミッション・ポリシーは以下の通りである。

（※資料3参照）

- (1) 国内外および地域社会における教育が抱える複合的な課題を解決していくために、“発達と尊厳”をコンセプトとする教育研究の拠点づくり
- (2) 地域における人間の共生社会の創造へ貢献できる「知のネットワーク」の創出
- (3) 現職の教員、専門職員等のリカレント教育ニーズへの対応
- (4) 社会人（シルバー層など）の生涯学習ニーズへの対応
- (5) 研究者養成への対応

また、人間発達学研究科人間発達学専攻（修士課程）における教育研究は、主として教育発達学科における教育研究を基礎とし、それらをさらに発展させた人間発達学としての体系性を有するものとなるよう心がけた。教育発達学科と人間発達学研究科の教育課程における科目群の関係は、次のようになっている。まず、教育発達学科における「教育原理」科目群と「教育心理」科目群は、

人間発達学研究科の「人間発達原論」の基礎的科目として位置づけられ、教育発達学科の「教育指導法」・「教科指導論」・「保育援助論」・「教科研究」・「教育実践研究」科目群は、研究科の「人間発達支援論」の基礎的性格を持つ科目として位置づけられる。さらに、教育福祉学部における教育系と福祉系の相互の視点導入という理念を人間発達学研究科においても生かすために、関連科目として4つの福祉関連の科目をおくこととした。こうした教育課程の中で、“子どもの発達の危機”に対処する科学、理論、実践をめぐる教育研究を、継続的にかつ専門的に発展させていくことができると考える。(資料5参照)

9 入学者選抜の概要

本専攻の教育目的に照らし、“子どもの発達の危機”に対処しようとする熱意と、問題を社会的・国際的な視野から主体的に考え研究に取り組むことのできる学力を有する学生を選抜する。そのために、一般選抜と特別選抜(社会人学生・外国人留学生)を実施する。社会人特別選抜には、特に高年齢社会人の学びの要求に応えるために、「熟年社会人フェニックス特別選抜(仮称)」を設ける。なお、受験機会の複数化を図るため、年2回(秋季及び春季)の募集を行う。選抜は、学力検査・面接等の成績及び書類選考等によって多様な能力を総合的に評価して行うものとする。

* ここで言う社会人とは、社会人の区分で大学に入学し卒業した者、又は大学を卒業した後2年以上の社会人経験を有する者を指す。

<入学者の確保の見通しと教育現場でのニーズ>

この項については、本大学院研究科への需要についての学生調査(対象:児童教育学科2,3年生74名、2006年3月実施)、および現職教員・管理職調査(対象:愛知県下の長久手町および瀬戸市の小学校教員190名、校長・教頭46名、2008年2月実施)を元に述べる。

①入学者確保

学生調査では、本大学院研究科について、82%の学生が大学院について「大いに興味がある」「興味がある」と回答している(表2)。また、大学院進学については、47%の学生が「卒業後ぜひ」「経済的・時間的条件が許せば卒業後ぜひ」引き続き進学したいと答えている。「社会経験をつんだあといつか」も、42%に及んでいる(表2)。調査時点では、文学部児童教育学科の上に接続する大学院がなく、学生にとって進路の一選択肢として見えにくい状況があったにもかかわらず、これだけの学生が関心を示し、かつ実際に進学を考える姿勢を示している。

また、現職教員では、54%の教員、82%の管理職が本研究科について「大いに興味がある」「興味がある」と回答している(表2)。

大学院への進学については、「経済的条件」「時間的・職場の条件が許せばぜひ学びたい」としている教員は59%にのぼっている(表3)。一方職場の管理

職は、「条件が許せば学ばせたい」「教員の自主性に任せる」という人がそれぞれ 54%、46%で「学ばせたいとは思わない」はゼロである（表 4）。現大学学部夜間主コースでもこれまで多くの現職教員が通学してきている。したがって、実際に職場の理解・条件づくりを得て本研究科に通学できる教員も、その母数を考えると非常に大きな規模になると考えられ、在学生の結果と合わせると、入学者確保の見通しは明るい。

②教育現場（管理職）からの本研究科へのニーズ（修了後の進路として）

さらに、管理職の本研究科へ期待することとして、「発達臨床専門知識」(83%)、「学級経営・生徒指導力量」(70%)、「教育や子どもに対する専門的知識」(39%)、「教科指導力量」(35%)がありそれぞれ高い比率となっている。

自由記述でも多くの回答があり(約 6 割・27 人が自由記述)、そこから、本研究科で学ぶことについて、非常に大きなニーズがあることが読み取れる。たとえば次のようなものである。

*いろいろなパターンの子どものが増えている状況の中で専門の知識をもった人の育成は必要である。

*スクールカウンセラーの配置もなかなか進みません。専門的な知識を持った人材が増えることは、現場としてもうれしい。

*子どもを取り巻く環境が多様化している状況の中で、…自分自身の人間形成も含め学ぶ場があることはありがたいと思います。

*教員OBにも門戸を開き発達臨床や臨床心理等の専門知識を得る機会を作って欲しい。再任用制度のもとカウンセラーとして再度学校教育にたずさわれば有意義と思います。

以上アンケート結果から、教育現場の多くの管理職は、本研究科に大いなる期待を示していると言える。本研究科で学び、教育現場で活用できる専門的力を身につけた現職教員が教育現場に戻り、学校の中心的なリーダーとなって活躍することを多くの管理職は期待している。このような教育現場側の期待が示すように、本研究科の修了後の進路は、受け入れ側の積極的な評価とともに確保される。

また、このような高いニーズの元、現職教員が学ぶ制度も少しずつ整えられている。文科省では平成 13 年度から「大学院就学休業制度」が開始され、現職教員の大学院での学びをサポートしており、同様の趣旨で愛知県においても平成 20 年度より「自己啓発等休業制度」(2~3 年間の研修)が導入される予定である。このような条件改善が今後さらに進展していく中で、本研究科への教育現場からの進学希望および修了後の専門性を持った教員へのニーズはますます高まっていくことが予想される。

表 2 本研究科への関心

	関心				合計
	大にある	ややある	あまりない	全くない	
学生	15%	67%	17%	1%	100%
小学校教員	11%	43%	34%	13%	100%
小学校管理職	15%	67%	17%	0%	100%

表 3 本研究科への進学希望（学生）

	進学希望				合計
	卒業後引き続き 学びたい	卒業後条件ゆる げ学びたい	社会経験のあと つか学びたい	学んでみたいと思 わない	
2年生	0%	44%	47%	9%	100%
3年生	5%	44%	38%	13%	100%
学生合計	3%	44%	42%	11%	100%

表 4 本研究科への進学希望（小学校教員）

	大学院進学希望				合計
	ぜひ学びたい	経済条件が許せば 学びたい	時間・職場条件許 せば学びたい	学びたいと思わ ない	
小学校教員	2%	5%	54%	39%	100%

10 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 条）第 14 条の実施の理由

① 第 14 条特例実施の趣旨

本研究科の教育目的に照らし、現職教員や保育士を含み社会人からの入学者が多く見込まれる。このことは、「大学院への進学については、『経済的条件』『時間的・職場の条件が許せばぜひ学びたい』としている教員は 59%にのぼっている」という近隣の小学校の現職教員に対するアンケート結果からも明白である。現職にある者のリカレント教育機関として、夜間に学べる修士課程の設置は極めて重要である。特に現職教員や保育士の、小学校専修免許状あるいは幼稚園専修免許状取得の需要は多いと思われる。これら専修免許状取得のための履修モデルは別表（※資料 6）に示される。

また、本学自体が長い夜間教育の歴史を持っており、優れた夜間教育のノウハウを持っている。平成 21 年度より学部では夜間主を廃止するにせよ、これまでの夜間教育のノウハウを活かすことが可能であるし、卒業生の中には夜間での大学院教育を望む者が多数存在している。したがって、現職教員や社会人のニーズと授業や指導の実現可能性を鑑みて、第 14 条特例を実施する。

② 修業年限

修業年限は 2 年とする。ただし、夜間教育を受ける者の中には、就業との関わりで 2 年の在学期間内に修了することが不可能な学生が生じる場合が想定される。そのような院生のために、あらかじめ決められた手続きを行うことによって、2 年の在学期間を超える場合の授業料を減免する措置を準備する。

③授業の実施方法について

資料7で示されるように、第14条特例で実施した夜間のみの授業で本研究科の修士課程を修了するカリキュラム及び時間割編成が可能である。通常の授業や研究指導は、月曜日から金曜日の第6限(17:50~19:20)と第7限(19:30~21:00)に行われる。ただし、院生は昼間の授業を受講することも可能である。

④施設の利用、学生の厚生

愛知県立大学図書館はすでに夜間開館を実施し、情報処理教育センターは夜間の施設機器の使用を許可している。さらに学務部事務なども夜間業務を実施して、施設利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置が行われてきた。したがって、これらの経験の上に立って、大学院の夜間で学ぶ社会人に十分対応できる。

11 自己点検・評価

自己点検・評価は、毎年愛知県立大学全体として行ってきた。本研究科でも、大学に合わせて実施していくが、従来の研究実績や授業内容の改善実績の点検・評価に加え、研究科独自に定期的なFD活動を通じて研究指導のあり方などを不断に点検するようにする。具体的には、設置初年次のFD活動のテーマを「現職教員・社会人院生の指導体制の確立」、2年次のテーマを「修士論文指導のあり方の点検と改善」とする。こうして行なった点検・評価結果は、毎年冊子として公表し、その結果を踏まえ、研究科での教育研究活動の改善に努めていく。

上記の自己点検・評価を行う体制としては、各学部・研究科選出の評価委員とそれを統括する教育研究審議委員に加え、学外者に評価委員を委嘱することも積極的に検討する。この委員会は1年を通して活動し、毎年の評価項目を決定し、院生アンケート調査を行って、整理・分析し、冊子にまとめる。

12 情報の提供

研究科の教育研究活動については、その情報を研究科会議議事録の開示によって必要とする者に提供する。開示に当たっての手続きは別に定める。

また、毎年パンフレットを作成し研究科の基本情報を紹介するほか、大学のホームページ内に研究科のページを設けて適宜情報提供を行う予定である。

なお、大学院受験に関わる雑誌等に情報(入試制度・教員の研究内容・進路データ等)の提供を求められた場合には積極的に情報提供するものとする。

13 教員の資質の維持向上の方策

研究科にFD委員会を置き、上記の自己点検・自己評価において示したように、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修と研究会を行っていく。完成年度までのFDのテーマは以下の通りである。

平成 21 年度：「現職教員・社会人院生の指導体制の確立」

平成 22 年度：「修士論文指導のあり方の点検と改善」

14 管理運営（研究科会議と事務局体制）

人間発達学研究科の最高議決機関は研究科会議であり、当該研究科における科目を担当する専任教員で構成される。研究科会議は教育福祉学部教授会終了後に行い、通常は各週の会議開催となる。研究科長は教育福祉学部長の兼任とする。研究科会議は、人事、入試関連、学位授与、教務事項等に関わる議題を審議する。研究科の事務体制としては、学部の事務職員が兼任するが、その中に特に教務関係を中心として大学院専任の担当を置く。

人間発達学研究科資料目次

- 資料1 人材養成の特色と科目・授業内容の対応
- 資料2 人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程履修モデル
- 資料3 2年間の研究（修士課程）に関するスケジュール
- 資料4 大学院人間発達学研究科と教育福祉学部との関係
- 資料5 人間発達学専攻科目と教育発達学科科目との関係
- 資料6 14条特例履修モデル
- 資料7 14条特例時間割

人材養成の特色と科目・授業内容の対応

人材養成の特色	対応する科目	人材養成に対応する授業内容
幼小連携力量を備えた教員	発達心理学特講	幼小連携の時期である幼児期から児童期までを含む発達の理論を学ぶ。
	保育援助論特講	小学校での発達・学力の土台となる時期であることをおさえ、幼稚園・保育所等の保育現場で子どもの発達を支援するための援助方法について考える。
	幼児教育学特講	フレーベルの教育思想について学び、彼の思想及び、フレーベルとその弟子たちにより考案された恩物と作業の日本における受容について研究する。
	生活指導実践論特講	教師・指導員・保育士等も同時に成長・発達を遂げていく生活指導の実践を学ぶ。
	体育科教育論特講	幼稚園、保育所から接続する小学校低学年の体育科指導を学ぶ。
	子どもの美術文化論特講	遊び、生活といった広い視野の中で、成長に伴って変化する造形構造、表現の展開を有機的に捉え、子どもの美術文化のもつ意味合いから支援の方法までを探る。
	健康発達科学特講	乳幼児から小学校期を経由し成人に至る発達のなかでの運動発達や健康に関する科学的理論を学ぶ。
「特別な教育的ニーズをもつ子ども」に対応する専門的力量を備えた教員	特別支援教育特講	知的障害、自閉症、LDなど発達障害について、乳幼児から青年・成人期にいたる生涯にわたる特別支援教育・特別ニーズ教育を学ぶ。
	身体運動論特講	身体障害者も含めて、からだを動かす能力を保持・向上させるのに効果のある運動種目をとりあげ、具体的やり方を学ぶ。
	保育援助論特講	保育現場における子どもの発達の捉え方と、支援・援助の基本的捉え方、子ども・保護者・保育者の支援ニーズの把握方法などを学ぶ。
	発達援助学特講	発達の困難や養育上の問題を抱える子どもを持つ親、親としての生育条件や環境条件などに困難をかかえる成人に焦点をあてる。
	言語発達支援論特講	発達障害の子どもも含めて、「言語力の向上」を目指した言語発達支援の具体的な方法を実践し、支援プログラムを検討する。
	福祉科学論特講	社会福祉サービス・ソーシャルワークの認識的視座について考察を深め、その基本的価値と脈絡となる社会的、経済的、政治的信念について比較検討する。
	社会事業史特講	近代日本社会事業史のうち、とくに児童保護事業の領域を重視し、それぞれの時代・時期を代表する人物や施設などの具体的・個別的な検討を交えながら講述する。

	精神医療史特講	「精神医療」の体系を支えている要素がどのような関連をもちながら、今日の精神医療を形成してきたのかを検討する。
現職教員のスクールリーダー	学校経営論特講	憲法・教育基本法について学ぶなかで、教育行政の役割を追求しながら、授業・学級・学校の改善をすすめていく実践的職能の高度化をはかる。
	社会教育学特講	国内外の社会教育の理論と実践を検討することにより、生涯学習の視点から社会教育論の再構築を試みる。
	教育史学特講	近年、「開かれた学校」の推進が図られ、学校と地域社会の関係において新たな方向性が模索されている状況にあり、「学校と地域社会の関係」を検討する。
	教育社会学特講	変化する社会の中での人間発達と子ども支援について、学校・家庭・地域・職業のネットワーク作りの視点から、現状を理解するとともに、方策と課題を提示する。
	体育科教育論特講	今日の体育科教育学の研究課題及び体育授業づくりの理論的・実践的課題に迫るために、目標論、教科内容論、教材論、学習論、カリキュラム論の視点から考察する。
	理科教育論特講	日本の子どもたちの科学の学力低下が指摘されるようになって久しいが、この授業では、理科教育の歴史を辿ることで、そうした問題の根源を明らかにする。
	社会科教育論特講	戦後日本の社会科教育の代表的な実践を取り上げその特徴を学び、「子どもの発達の危機」に対して社会科は何かができるのか、社会科の学力とは何かについて考える。
	生活指導実践論特講	暴力問題、不登校、学級集団づくりなど生活指導の実践を学ぶ。
発達臨床の高度な知識と実践力を備えた専門家	発達心理学特講	誕生から死にいたる人間発達の全体を見渡して現実の問題にアプローチできる広い視野を育成する。
	学校心理学特講	心理検査の理論を深め、その実施法、採点法、解釈および活用する方法について習得し、心理検査に精通できるようにする。
	カウンセリング特講	カウンセリングの基礎理論や技法を学び、教育・保育・福祉・医療などの分野において、様々な心の病を抱えた人へのカウンセリングの実際例を検討し、理解を深める。
	発達援助学特講	人間の生涯にわたる発達の中で、特に乳幼児期および彼らを育てる「親となる時期」に焦点をあて、両者の発達とその支援について、臨床的に学ぶ。
	保育援助論特講	保育者の子どもに対する指導・援助方法、保護者や家庭への援助方法、保育実践の研究手法、保育者への援助方法などについて、最新の理論を学ぶ。
	臨床発達心理実習	保育所・幼稚園・学校・保健所・子育て支援の場などにおいて、発達上の障害や育児上の困難を持つ事例について、教員のスーパーバイズの元に継続的に発達支援をする実習である。

資料 2

人間発達学研究科人間発達学専攻 修士課程 履修モデル

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	設置 単位数	必修 単位	履修モデ ル A	履修モデ ル B	履修モデ ル C	
基幹科目	人間発達原論	学校経営論特講	1・2	4	8	1通	1通	
		社会教育学特講	1・2	4		1通		
		教育史学特講	1・2	4		1通		
		発達心理学特講	1・2	4		1通	1通	1通
		学校心理学特講	1・2	4		2通	2通	2通
		幼児教育学特講	1・2	4			1通	
		健康発達科学特講	1・2	4		1通		
	身体運動論特講	1・2	4			2通		
	人間発達支援論	特別支援教育特講	1・2	4	8	1通	1通	1通
		発達援助学特講	1・2	4			1通	1通
		社会科教育論特講	1・2	4		2通		
		理科教育論特講	1・2	4		2通		
		体育科教育論特講	1・2	4		2通		
		生活指導実践論特講	1・2	4		2通		
		保育援助論特講	1・2	4				1通
	子どもの美術文化論特講	1・2	4			2通		
	言語発達支援論特講	1・2	4			2通	2通	
	カウンセリング特講	1・2	4			2通	2通	
関連科目	福祉科学論特講	1・2	4	4	1通	1通		
	社会事業史特講	1・2	4		2通	2通		
	精神医療史特講	1・2	4		2通			
	臨床発達心理実習	1～2	4				1通2通	
研究指導	人間発達学研究	2	4	4	2通	2通	2通	
合計 (24 科目)		—	92	34	34	34	34	

履修モデル A：小学校専修免許を取得することを中心として研究する学生

履修モデル B：幼稚園専修免許を取得することを中心として研究する学生

履修モデル C：発達臨床心理士資格を取得することを中心として研究する学生

2年間の研究(修士課程)に関するスケジュール

[1年次]

4月：入学出願書類の中の「研究計画」に基づき，本人との面談により主指導教員（主査）及び副指導教員（副査）を決定する。

5月：論文構想発表会

主査・副査，他大学院担当教員及び院生も参加する論文構想発表会を開催し，そこで1年生は修士論文のテーマ及び構想について発表する。

10月：研究経過報告

主査・副査による文献・資料収集，調査・実験計画等の状況チェックを行う。

[2年次]

4月：第1次中間発表会

（主査・副査，他大学院担当教員及び院生も参加する発表会）

1年間の研究活動と2年次の研究活動計画を報告する。とりわけ，ここでは研究課題を整理し，2年次に具体的にどのような研究活動を展開していくが議論の中心となる。

10月：第2次中間発表会

（主査・副査，他大学院担当教員及び院生も参加する発表会）

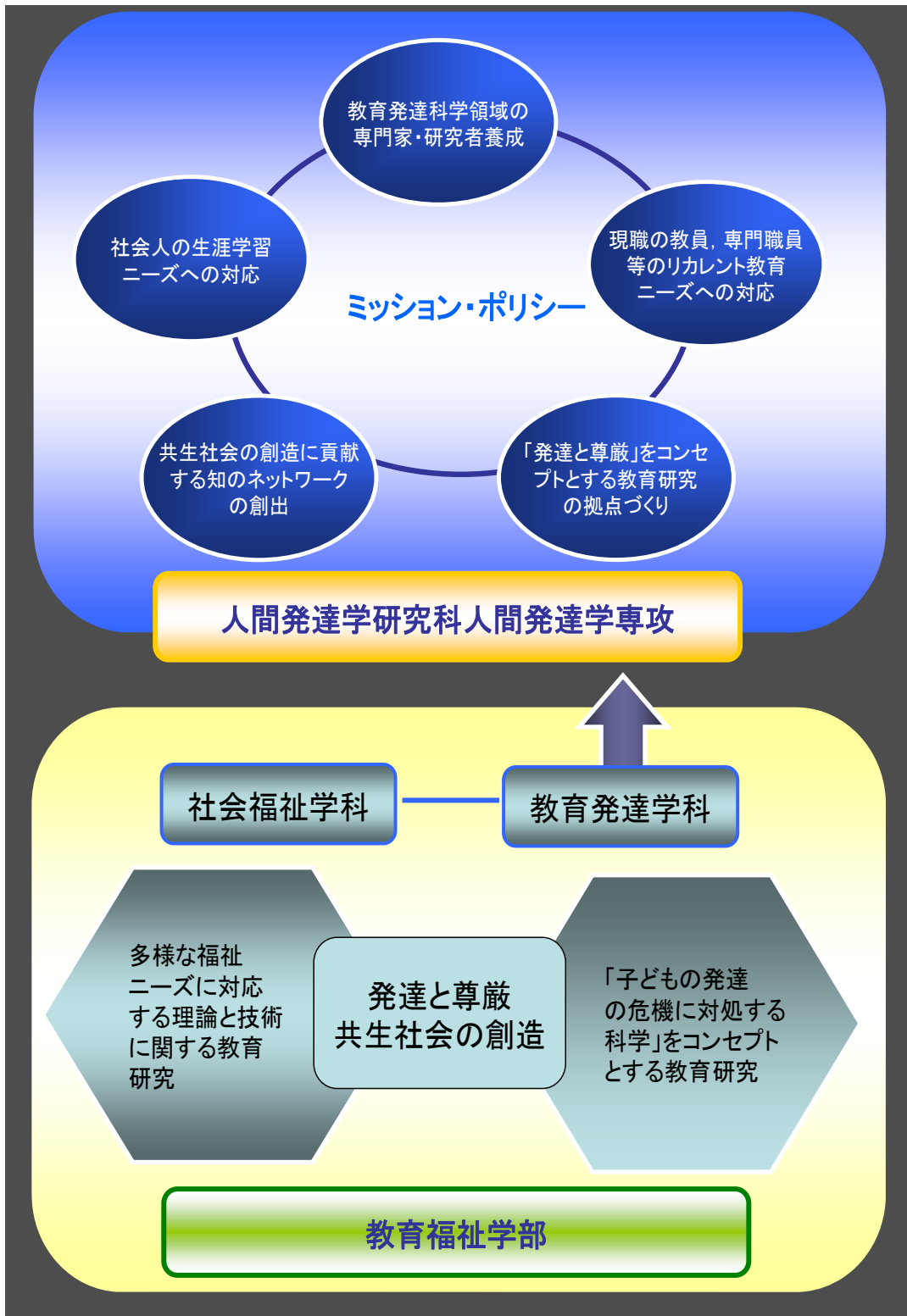
修士論文の中間的総括の場であり，テーマ・論文構成が固まり，研究内容をより高度化，精緻化していくための発表の場とする。

1月：修士論文提出

最終発表会（最終口述審査）

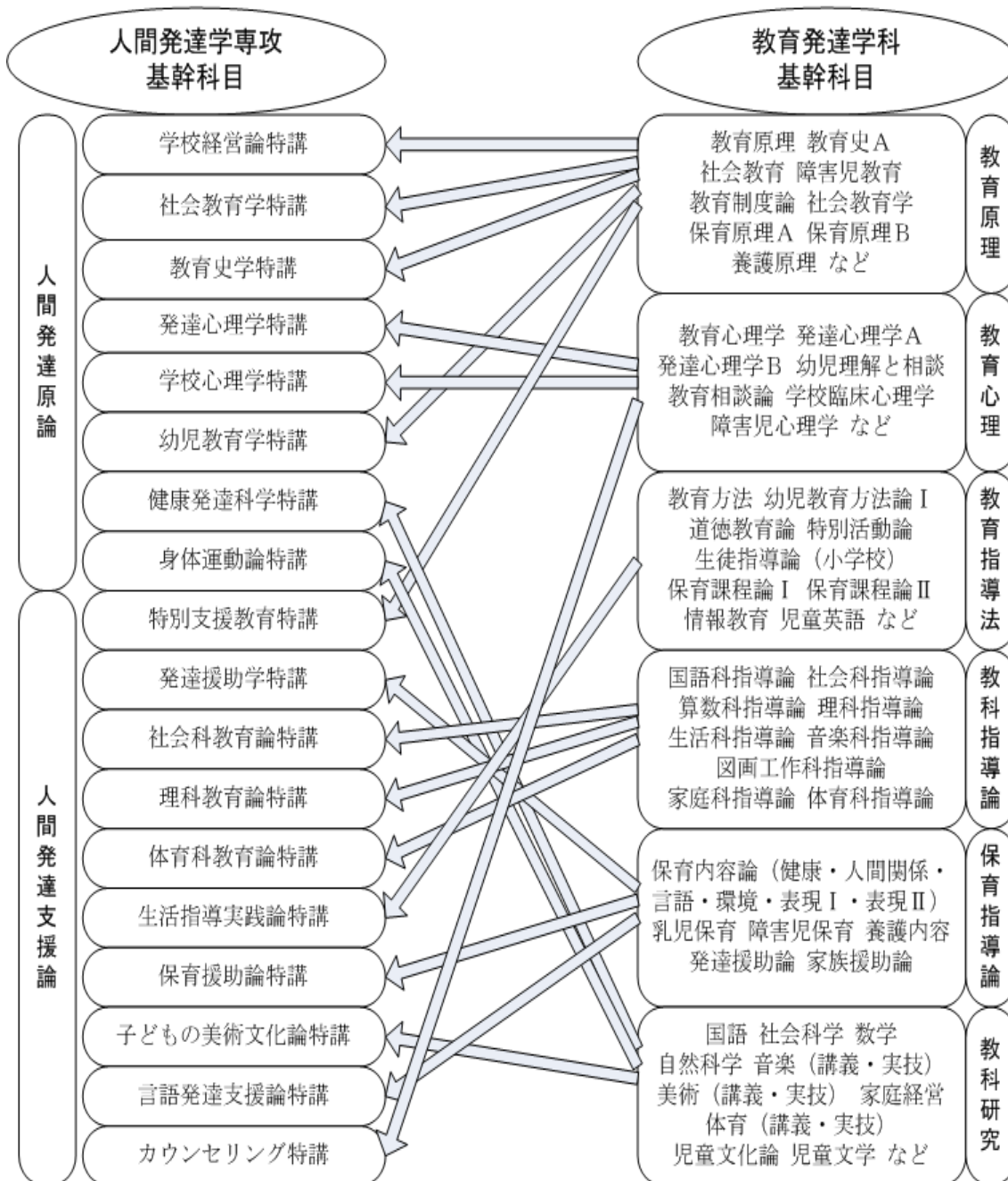
完成した修士論文を発表する。発表後，論文について主査・副査による質疑が行われる。論文内容及び質疑に的確に応答できるかどうか審査される。

* 2年次の間に，当該研究領域の学会で発表することを奨める。



大学院人間発達学研究科と教育福祉学部との関係

人間発達学専攻科目と教育発達学科科目との関連



資料6

14 条特例履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	設置単位数	必修単位	履修モデル D	履修モデル E	
基幹科目	人間発達原論	学校経営論特講	1・2	4	8	1通	1通
		社会教育学特講	1・2	4			
		教育史学特講	1・2	4		1通	
		発達心理学特講	1・2	4		1通	1通
		学校心理学特講	1・2	4		2通	2通
		幼児教育学特講	1・2	4			1通
		健康発達科学特講	1・2	4			
		身体運動論特講	1・2	4			
	人間発達支援論	特別支援教育特講	1・2	4	8	1通	1通
		発達援助学特講	1・2	4			1通
		社会科教育論特講	1・2	4		2通	
		理科教育論特講	1・2	4		2通	
		体育科教育論特講	1・2	4		2通	
		生活指導実践論特講	1・2	4			
		保育援助論特講	1・2	4			1通
		子どもの美術文化論特講	1・2	4			2通
		言語発達支援論特講	1・2	4			
		カウンセリング特講	1・2	4			
	関連科目	福祉科学論特講	1・2	4	4		
社会事業史特講		1・2	4				
精神医療史特講		1・2	4				
臨床発達心理実習		1～2	4				
研究指導	人間発達学研究	2	4	4	2通	2通	
合計 (24 科目)		—	92	34	34	34	

履修モデル D：小学校現職教員で小学校専修免許を取得することを中心として研究する学生

履修モデル E：幼稚園現職教員で幼稚園専修免許を取得することを中心として研究する学生

資料 7

14 条特例 時間割

M1

	月	火	水	木	金
6	発達心理学特講	学校経営論特講	教育史学特講	健康発達科学特講	社会教育学特講
7	福祉科学論特講	特別支援教育特講	幼児教育学特講	保育援助論特講	発達援助学特講

M2

	月	火	水	木	金
6	学校心理学特講	社会事業史特講	カウンセリング特講	身体運動論特講	社会科教育論特講
7	理科教育論特講	体育科教育論特講	生活指導実践論特講	言語発達支援論特講	精神医療史特講
	子どもの美術文化論特講				

時間割枠外 — 臨床発達心理実習

①第 14 条特例実施の趣旨

本研究科の教育目的に照らし、現職教員や保育士を含み社会人からの入学者が多く見込まれる。このことは、「大学院への進学については、『経済的条件』『時間的・職場の条件が許せばぜひ学びたい』としている教員は 59%にのぼっている」という近隣の小学校の現職教員に対するアンケート結果からも明白である。現職にある者のリカレント教育機関として、夜間に学べる修士課程の設置は極めて重要である。特に現職教員や保育士の、小学校専修免許状あるいは幼稚園専修免許状取得の需要は多いと思われる。これら専修免許状取得のための履修モデルは別表（※資料 5）に示される。

また、本学自体が長い夜間教育の歴史を持っており、優れた夜間教育のノウハウを持っている。平成 21 年度より学部では夜間主を廃止するにせよ、これまでの夜間教育のノウハウを活かすことが可能であるし、卒業生の中には夜間での大学院教育を望む者が多数存在している。したがって、現職教員や社会人のニーズと授業や指導の実現可能性を鑑みて、第 14 条特例を実施する。

②修業年限

修業年限は2年とする。ただし、夜間教育を受ける者の中には、就業との関わりで2年の在学期間内に修了することが不可能な学生が生じる場合が想定される。そのような院生のために、あらかじめ決められた手続きを行うことによって、2年の在学期間を超える場合の授業料を減免する措置を準備する。

③授業の実施方法について

資料6で示されるように、第14条特例で実施した夜間のみの授業で本研究科の修士課程を修了するカリキュラム及び時間割編成が可能である。通常の授業や研究指導は、月曜日から金曜日の第6限(17:50~19:20)と第7限(19:30~21:00)に行われる。ただし、院生は昼間の授業を受講することも可能である。

④施設の利用、学生の厚生

愛知県立大学図書館はすでに夜間開館を実施し、情報処理教育センターは夜間の施設機器の使用を許可している。さらに学務部事務なども夜間業務を実施して、施設利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置が行われてきた。したがって、これらの経験の上に立って、大学院の夜間で学ぶ社会人に十分対応できる。